

託送供給収支計算書に係る事業者が定める算定方法

2021年7月19日

九州経済産業局長

米田 健三 殿

鹿児島市中央町8番地2  
日本瓦斯株式会社  
代表取締役社長 津曲 貞利



2020年度ガス事業託送供給収支計算書に係る事業者が定める算定方法について、ガス事業託送供給収支計算規則第6条により提出します。

事業者の定める算定方法一覧表

事業者名 日本瓦斯株式会社

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費・需給調整費	調整力確保量×適正単価 (調整力はピーク時需要量の一定割合)	託送供給約款料金原価等算定において同様の調整力(一定割合)を用いているため。
(費用) 供給販売費・委託作業費	検針・定期保安について、業務割合で配賦。	託送供給約款料金原価等算定において業務割合を用いているため。
(費用) 一般管理費・コストプール	システム関係として特定できないものについて、人員比で配賦。	託送供給に関連する費用であるため。